



特集

NPO法人・一般社団法人の会計とは？

法人格の取得は、クラブの活動基盤をより強固にすることにつながります。総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジンでは、平成26年度の連載企画「教えて!総合型クラブの法人化」において、法人格取得について紹介をしましたが、今回は法人格取得後の実際の会計処理等を紹介し、全国の総合型クラブが法人化を検討するための一助になるような情報を提供いたします。

クラブの会計処理や税金の処理など「クラブ経営と財務・会計」を専門分野とする亜細亜大学経営学部非常勤講師の遠藤誠氏が解説します。



1. NPO法人・一般社団法人における会計処理について
2. 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

総合型地域スポーツクラブのクラブマネジャーや経理事務担当者が注意しなければならない会計処理や税金の処理などを確認してみましょう。すでにNPO法人や一般社団法人になっているクラブは、実際の経理事務をチェックする際に参考にさせていただき、また、これから法人化を考えているクラブは、準備を整える際の参考にしてください。

1 NPO 法人・一般社団法人における経理手続きについて 《任意団体・NPO法人・一般社団法人の会計処理の違い(帳簿の種類・処理)等》

(1) 会計処理は、なぜ必要か

皆さんが運営している総合型地域スポーツクラブは、公益性や共益性の高い活動を行っていることと思います。もちろん、後で説明する収益事業を行うことも可能ですが、状況に応じた適切な会計処理が求められます。

任意団体(法人格のない団体)なので、税金も関係ないし、経理処理もメモ程度の記録をもとに簡単に報告すれば良いということではありません。「総合型地域スポーツクラブ」として活動しているということは、その目的や活動に賛同し、共感する人や団体から託された「お金」で運営しているわけですから、そのお金をどのように使って、どんな活動をしているのかを説明する責任があります。この説明責任のことを「アカウンタビリティ」と呼びます。

この説明責任は、現在、クラブに関わっている方々だけではなく、クラブのスタッフの方々、将来的にクラブに関わろうと興味を持っている方々に対しても、活動内容を理解していただき、納得していただくことでクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることが可能になります。

(注)公益性、共益性の意味は、[バックナンバー「教えて！総合型クラブの法人化Part1」](#)を参照ください。

(2) NPO法人の会計処理について

特定非営利活動法人(NPO法人)は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて設立された法人であることは、皆さんご存じのことと思います。法人が契約主体になることができ、団体の名前で権利義務関係を処理できますが、当然ながらNPO法をはじめとする各種の法令を遵守しなければなりません。

NPO法の条文で、会計に関してまず注意が必要な事項は、第27条(会計の原則)の規定です。この規定によれば、複式簿記の帳簿体系に基づいて相互に関連して記録され、領収書などの客観的証拠と帳簿の記録がすべて結びつけられ、その帳簿を集計して決算書を作成することが推奨されています。つまり、事業やイベントごとに入出金を封筒などで管理して記録した後に、事業ごとの収支報告書を作成してファイルする会計処理、または、現金出納帳だけで現金の入出金を記録した後に、決算になって今期に行われた各事業の記録を見返しながら決算書を作成することは、NPO法に照らして適切であるとは言えません。

NPO法では、具体的な会計帳簿の様式が決められているわけではありませんが、複式簿記を前提にすれば、すべての取引が日付順に記録されている「仕訳帳」と勘定科目ごとに記録されている「総勘定元帳」、そして補助的に記録する「現金出納帳」や「預金出納帳」などに記録することになります。

小規模な団体の場合では、現金出納帳の入出金を中心にして、その入出金の理由となる相手勘定科目が記録できるように工夫することで記録の秩序性が保たれることになります。

なお、エクセルなどのビジネス・アプリケーションで記録・集計したから記録の秩序性が保証されるというものではありませんので注意しましょう。

特定非営利活動促進法第27条(会計の原則)

(筆者 一部加筆修正)

- ①会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- ②活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿に基づいて真実な内容を明瞭に表示したものであること。
- ③原則として、採用する会計処理の基準や手続は、毎事業年度継続して適用すること。

この条文が定めている「正規の簿記の原則」とは、次のことを求めています。

- すべての取引が漏れることなく(網羅性)
- 秩序正しく組織的にかつ相互に関連して記録されており(記録の秩序性)
- その記録されているすべての取引は、必ず事実を立証できる客観的証拠(領収書など)が確認できること(検証可能性)

次に、NPO法が求めている決算書類についてですが、特に決められた様式はありません。しかし、政府はNPO法人会計基準協議会が作成した「NPO法人会計基準」を推奨しており、多くの自治体では会計書類の様式としてこの基準の様式を例示していますので、最も適切だと思われます。

NPO法では「計算書類」という表現が使用されていますが、具体的には「活動計算書」と「貸借対照表」のことで、補完する書類として「財産目録」を位置づけています。

もし、皆さんのクラブで「収支計算書」＝「現金の入出金だけが集計された決算書」だけを作成しているようでしたら、会計手続の全体を見直す必要があります。

NPO法人の 計算書類 (決算書類)

活動計算書：当期の収益と費用を計上して、正味財産の増減の状況を表示し、NPO法人の活動の状況を示す報告書

貸借対照表：当期末における資産、負債及び正味財産を示す報告書

注 記：計算書類では表現しきれない情報を開示する報告書

財産目録：当期末における資産及び負債の名称等を詳細に示す報告書

NPO法では、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という)を行うことができると定めており、「その他の事業」から利益が生じた場合は、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとしています。

つまり、NPO法人は、公益目的以外の「その他の事業」を行うことが認められており、「その他の事業」を行う場合は特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理処理しなければなりません。この区分経理は、活動計算書において区分して経理すれば良く、貸借対照表の区分までは求めています。もし、「その他の事業」に固有の資産等がある場合などは、貸借対照表も区分して決算書類を作成することをお勧めします。

(注)この「その他の事業」のことを「収益事業」と呼ぶことがありますが、後に説明する法人税法上に規定されている「収益事業」とは、意味が違いますので注意が必要です。

(3) 一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について

ここでは、改正後に新規に設立された一般社団法人(一般財団法人)の会計処理について説明します。内閣府が公表している資料によれば、一般社団法人(一般財団法人)が適用する会計基準について、特に義務づけられている会計基準はなく、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行によるとされています。(法人法施行規則第21条)

「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行」とは、主に「公益法人会計」や「企業会計」の会計諸則が考えられます。

一般社団法人(一般財団法人)の事業は、事業の目的に大きな制限がないため、公益事業から営利事業まで行うことができます。非営利型の一般社団法人・一般財団法人としては、非営利性が徹底された法人と会員に共通する利益を図る活動を主目的にする共益的活動を目的とする法人があり、非営利型以外の法人としては経済的利益の獲得を目的とする事業を主目的としている法人(普通法人)があります。

非営利型の法人でも財源を確保するために収益事業を行うことができますので、自分たちの活動内容をよく考えてどの会計基準をより所にして決算書を作成して説明することが、最もクラブの信頼性を高め、活動をさらに広げることにつながるのか、を考えることが大切です。

実際の決算書を作成するにあたり、すでに説明した複式簿記による帳簿体系を整えたうえで、公益認定を受ける法人のように『公益法人会計基準』に準拠するのか、NPO法人のように『NPO法人会計基準』に準拠するのか、それとも株式会社のように『企業会計基準』に準拠するのか、を事業内容や法人のタイプによって適切に選択することになります。

それぞれの基準を選択した場合は、その基準に適した勘定科目を設定して継続的に処理することが求められます。なお、必要以上に複雑な会計処理は、事務処理を煩雑にするだけでなく、本来の活動に対して企画・運営する余裕をなくす原因になるので注意が必要です。

各基準にもとづく決算書は、次のとおりです。参考にしてください。(NPO法人会計基準は省略)

「公益法人会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 正味財産増減計算書(損益計算書) ③ 附属明細書
「企業会計」を採用した場合の計算書類 及びその附属明細書	① 貸借対照表 ② 損益計算書 ③ 附属明細書

なお、一般社団法人・財団法人は、公益認定の法人のように実施事業等に係る区分経理は要請されていませんが、非課税事業と収益事業（課税事業）が混在する場合には、実務上区分経理や共通経費の配賦などが必要になってきます。区分経理ができなければ、収益事業に課税される法人税等の金額を算定するための決算書が作成できないことになります。

（注）ここで説明している新規設立法人とは、公益認定を申請する法人や公益目的支出計画の実施を完了していない法人を対象にしています。公益認定を考えている法人は専門家に相談することをお勧めします。

2 総合型地域スポーツクラブにおける税金について

《任意団体・NPO法人・一般社団法人の税金について》

（1）総合型地域スポーツクラブが関係する税金の種類

総合型地域スポーツクラブが関係する主な税金は、「法人税」、「法人県民税・法人市町村税」、「法人事業税」、そして「消費税」です。

「法人税」という名称から任意団体には関係ないと思っている人がいますが、それは誤りです。任意団体や法人の種類で課税対象になるか否かを判断するものではありません。

また、NPO法人や一般社団法人（一般財団法人）が行う非営利事業（公益事業）だから税金は課税されないとか、利益が出ていないから申告する必要はないというのも誤りです。

では、どのような場合に税金が課せられるのか、どのような申告が必要なのか、について確認しましょう。

（2）「法人税」について

法人税法が規定する収益事業（34業種）から生じた所得に対して課される税金が「法人税」です。収益事業の収益から費用を差引いて計算した所得に対して税率を乗じて計算します。決算が赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

法人税は、納税者が自分で税金を計算して申告・納税する税金ですので、税務署から通知が来るものではありません。何も通知がないから納付する必要がないというのは誤りです。

なお、収益事業を開始した際には、2か月以内に「収益事業開始届出書」を税務署へ提出し、市町村にも届け出が必要です。この時に、「青色申告の承認申請書」も同時に申請することをお勧めします。

①収益事業について

NPO法人は、NPO法で「法人税法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす」と定められていることから「法人税法に定める収益事業から生じた所得に対してのみ課税」することになっています。これは、非営利型の一般社団法人・一般財団法人も同じ対応になります。

つまり、原則として法人税は非課税ですが、法人税法が規定する「収益事業」を行ったときは、その収益事業に対してのみ課税するということです。法人税法が規定する「収益事業」とは、NPO法上の「その他の事業」のことではありません。

この「法人税法上の収益事業」は、課税上の公平、維持などの観点から課税対象とされたものであり、NPO法人にとっての非営利活動か否か、公益性があるか否かという基準で判断されるものではありません。

「法人税法上の収益事業」とは、限定的に列挙されている「34業種」の収益事業で「継続して」、「事業場を設けて」行っている事業のことを言います。これらの事業を行うための付随行為も「収益事業」に含まれます。

法人税法上の収益事業として限定的に列挙されている34業種のうち、総合型地域スポーツクラブに関わりそうなものは、指定管理者として受託している事業や行政から受託している事業で、これらは「請負業」として収益事業に該当します。また、毎年定期的に複数回の開催があるスポーツイベントなどの運営に際して行う物品の販売は、「物品販売業」に該当する場合があります。

これらの事業は個別に判定する必要があるため、判断のつきにくい事例もあります。また、税務署の判断にもバラツキがあり、状況によって判断されるというグレーゾーンがあることも事実です。

現場に伺って実際の状況をお聞きすると、収益事業に該当することを意識しないで運営していたために事業全体が「収益事業」と誤認される場合もあります。事前に、税務署や専門家に相談するか、誤認されないような会計処理と運営方法に変更することが大切です。

(注)NPO法上の特定非営利活動に係る事業であっても「法人税法上の収益事業」に該当する場合は法人税が課税されることになります。

(注)「継続しているか」については、不定期でも反復して行われている場合や規模が大きく、収入も多額で準備期間が相当長いものなどは1回の開催でも収益事業とみなされる場合があります。

(注)法人税法上の収益事業として定められている34業種の1つである「技芸教授業」は、料理や音楽、書道など限定的に列挙されています。技芸の教授であっても列挙されていないものは収益事業に該当しないことになります。

法人税法上の区分			
NPO法上の区分		34業種に該当する	34業種に該当しない
		法人税の課税対象 ・行政から受託された指定管理等の受託事業	法人税・非課税 ・技芸教授業など34業種に該当しない事業
		法人税の課税対象 ・物品販売業、代理業などに該当する場合	法人税・非課税 ・34業種に該当しない事業

(注)事例としては少ないですが、法令の規定に基づき国又は地方公共団体からの委託事業でNPO法人が「請負業」として受託業務を行う場合であっても、その業務の受託者から受け取る金額(報酬・料金等)が、当該事業を行うために必要な費用の金額を超えないことが、法令や規約または契約で規定されている、いわゆる「実費弁償方式」の場合は、あらかじめ所轄税務署長(又は国税局長)の確認を受けることにより収益事業とみなされないことがあります。

② 共通費の按分について

収益事業と収益事業以外の事業の両方に携わるスタッフの人件費は、そのスタッフの従事割合などの合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに按分して経理処理します。期中の給与支給に際して按分することが煩雑な場合は、期末の決算整理において行うこともできます。

(3)「法人県民税・法人市町村税」について

NPO法人や一般社団法人・一般財団法人が収益事業を行う場合に、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税が課税されます。

「法人県民税・法人市町村税」には「法人税割」と「均等割」があり、法人の事務所等が置かれている都道府県、市町村に納付する税金です。

「法人税割」は、算定された法人税額を基礎に課税されます。収益事業から得られる所得が赤字で法人税額がない場合は、課税されません。

一方、「均等割」は、収益事業を行うかどうかに関係なく、原則的には一定額が課税されます。なお、多くの自治体では、法人税法上の収益事業を行っていない団体は「課税免除申請書」を提出することにより減免されます。また、都道府県によっては、その収益事業が国や地方公共団体から委託された事業で、利益が算定されていない場合に限り、その事業年度の税額を免除することがありますので、調べてみましょう。

(4) 「消費税」について

消費税は、国内で行われる物の販売やサービスの提供等の取引に対して課税される税金です。NPO法人や一般社団法人で公益目的の事業だから負担しないということはありません。

消費税を負担するのは最終の消費者ですが、納税義務者となるのは事業者です。つまり、事業者は、受け取った消費税から経費などの支払時に支払った消費税を差し引いた差額を消費者に代わって納付することになります。

例えば、行政からの委託事業は、対価を得て業務を請け負っていますので課税取引として課税売上高になります。次に説明するように1,000万円を超えると「課税事業者」として消費税を申告、納付しなければなりません。

①免税される場合(免税事業者)

課税取引に関して前々年度の課税売上高が1,000万円以下の場合は免除されます。

ただし、特定期間(原則として、その事業年度の前事業年度の開始の日以後6か月の期間)の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。

設立2年目までは基準期間となる前々事業年度がないため、原則として納税義務はありません。免税点を超える場合は、適切な時期に税務署に各種の届出を行う必要があります。

②課税対象外(不課税)取引について

課税対象外取引には、会費収入、寄付金収入、補助金収入、助成金収入などがあります。会費収入については、物やサービスの対価と認められる場合(たとえば、スポーツ教室、文化教養のセミナー、そして講演などの会費)は課税取引となるので注意が必要です。

③非課税取引について

課税対象になじまない取引や社会政策的配慮から消費税を課税しない取引があります。これを非課税取引と呼びます。

たとえば、社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供、社会保険診療等にかかる収入、金融取引にかかる利息などが該当します。

④納付時期について

課税事業者は、事業年度終了後2か月以内に所轄の税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります。

直前の課税期間の確定消費税額が48万円を超える場合は、中間申告をしなければなりません。(この確定消費税額には地方消費税を含みません)

⑤会計処理について

消費税の会計処理方法には「税込経理方式」と「税抜経理方式」の2つの経理方式があります。どちらの経理方式を選択しても納付すべき消費税額に違いはありません。

簡単に説明すれば、帳簿に記入する際に、消費税込みの金額で処理するのか、消費税抜きの金額で記入するかの違いです。会計ソフトでは、どちらの経理方式にも対応しており、自動的に消費税が仕訳されます。

クラブの皆様へ 筆者総括

現在、任意団体、NPOや一般社団（財団）などの法人として活躍されているクラブの皆さん、または、これから法人化を考えている皆さんに向けて、会計処理と税金のことを説明しました。

現場を訪問して感じるものが2つあります。1つは、他のクラブさんから聞いたことや提供していただいた帳簿などのシートを利用している場合でも、そのクラブの活動状況から不適切な場合があります。

また、従来からの処理方法で、今まで何も言われなかったのに、それが適切な処理だと思いつている場合もあります。助成金や委託業務を受けているクラブさんは、何か不適切なことが判明した場合は過去に遡って処理することがありますので、事前に適切な会計処理について詳しい方に相談することが大切です。

一方で、行政や公益社団・財団法人で導入されている「伺い書」形式の経理処理方法などは、クラブの実情に合わせて簡略化することができる場合が多いです。経理事務などに時間を費やして本来の活動が疎かになってしまうことがないように、できるだけ簡略化してください。矛盾するように聞こえると思いますが、決して我流や慣習ではなく、必要にして簡潔な会計処理を目指してください。会計数値は決算報告だけではなく、将来の事業戦略立案にとって最も大切な情報になるはずで、皆さまの益々のご活躍を祈念しております。

遠藤誠（えんどう まこと）

遠藤コンサルティングオフィス代表、亜細亜大学 経営学部非常勤講師。

日本体育協会公認クラブマネジャー養成講習会では、「クラブ経営と財務・会計」科目において講師を務めるほか、各県で総合型クラブを対象にした研修会においても講師を務めている。

